

# 東庄町地域防災計画

平成31年3月



## 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的・構成	1
第1節 計画作成の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の基本的な考え方	4
第5節 減災目標	6
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第3章 東庄町の地勢概要等	15
第2編 地震・津波編	23
第1章 総則	23
第1節 地震・津波対策の基本的視点	23
第2節 想定地震と被害想定	25
第2章 災害予防計画	35
第1節 防災意識の向上	35
第2節 津波災害予防対策	41
第3節 火災等予防計画	45
第4節 消防計画	47
第5節 建築物の耐震化等の推進	49
第6節 液状化災害予防対策	54
第7節 土砂災害等予防計画	56
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	59
第9節 情報連絡体制の整備	64
第10節 備蓄・物流計画	65
第11節 防災施設の整備	67
第12節 帰宅困難者等対策	69
第13節 防災体制の整備	72
第3章 災害応急対策計画	73
第1節 災害対策本部活動	73
第2節 情報収集・伝達体制	88

目 次

第3節	地震・火災避難計画	102
第4節	津波避難計画	108
第5節	要配慮者等の安全確保対策	110
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	112
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	121
第8節	救援物資供給活動	125
第9節	広域応援の要請及び県外支援	129
第10節	自衛隊への災害派遣要請	132
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	137
第12節	帰宅困難者対策	141
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	143
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	149
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	152
第16節	ボランティアの協力	155
第17節	労働力の確保	158
<b>第4章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>159</b>
第1節	被災者生活安定のための支援	159
第2節	津波災害復旧対策	167
第3節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	168
第4節	激甚災害の指定	171
第5節	災害復興	172
<b>地震・津波編附編[東海地震に係る周辺地域としての対応計画]</b>		<b>175</b>
<b>第1章</b>	<b>総論</b>	<b>175</b>
第1節	地震・津波編の附編としての位置づけ	176
<b>第2章</b>	<b>東庄町の業務</b>	<b>177</b>
<b>第3章</b>	<b>事前の措置</b>	<b>178</b>
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項	178
第2節	事業所等に対する指導及び協力要請	180
第3節	広報及び教育	181
第4節	地震防災訓練	183
<b>第4章</b>	<b>東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置</b>	<b>184</b>
第1節	東海地震注意情報の伝達	184
第2節	活動体制の準備等	185
第3節	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	185

<b>第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置</b> .....	<b>186</b>
第1節 活動体制.....	186
第2節 警戒宣言の伝達及び広報.....	186
第3節 水防・消防等対策.....	189
第4節 交通対策.....	189
第5節 上下水道、電気、ガス、通信等対策.....	190
第6節 学校・病院・社会福祉施設等対策.....	192
第7節 避難対策.....	194
第8節 救護救援・防疫対策・保健活動対策.....	196
第9節 その他の対策.....	198
<b>第6章 住民等のとるべき措置</b> .....	<b>200</b>
第1節 住民のとるべき措置.....	201
第2節 自主防災組織のとるべき措置.....	204
第3節 事業所のとるべき措置.....	205
<b>第3編 風水害等編</b> .....	<b>207</b>
<b>第1章 総則</b> .....	<b>207</b>
第1節 風水害等対策の基本的視点.....	207
第2節 町域の保全.....	208
第3節 浸水被害の想定.....	209
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>210</b>
第1節 防災意識の向上.....	210
第2節 水害予防計画.....	213
第3節 土砂災害予防計画.....	217
第4節 風害予防計画.....	221
第5節 雪害予防計画.....	223
第6節 火災予防対策.....	225
第7節 消防計画.....	227
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備.....	227
第9節 情報連絡体制の整備.....	227
第10節 備蓄・物流計画.....	227
第11節 防災施設の整備.....	227
第12節 帰宅困難者等対策.....	228
第13節 防災体制の整備.....	229
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>230</b>

目次

第1節	災害対策本部活動	230
第2節	情報収集・伝達体制	234
第3節	水防計画	246
第4節	避難計画	258
第5節	要配慮者等の安全確保対策	262
第6節	救助救急・医療救護活動	262
第7節	交通対策・警備計画	263
第8節	救援物資供給活動	264
第9節	広域応援の要請県外支援	264
第10節	自衛隊への災害派遣要請	264
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	264
第12節	帰宅困難者等対策	265
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	266
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	266
第15節	ライフライン関連施設等の応急復旧	266
第16節	ボランティアの協力計画	266
第17節	労働力の確保	266
<b>第4章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>267</b>
第1節	被災者生活安定のための支援	267
第2節	ライフライン関連施設等の復旧対策	267
第3節	激甚災害の指定	267
第4節	災害復興	267
<b>第4編</b>	<b>大規模事故等災害編</b>	<b>269</b>
<b>第1章</b>	<b>総則</b>	<b>269</b>
<b>第2章</b>	<b>大規模火災対策</b>	<b>271</b>
第1節	基本方針	271
第2節	予防計画	271
第3節	応急対策計画	273
<b>第3章</b>	<b>林野火災対策</b>	<b>275</b>
第1節	基本方針	275
第2節	予防計画	275
第3節	応急対策計画	277
<b>第4章</b>	<b>危険物等災害対策</b>	<b>279</b>
第1節	基本方針	279

第2節	予防計画	280
第3節	応急対策計画	282
<b>第5章</b>	<b>放射性物質事故対策</b>	<b>284</b>
第1節	基本方針	284
第2節	放射性物質事故の想定	285
第3節	放射性物質事故予防対策	286
第4節	放射性物質事故応急対策	288
第5節	放射性物質事故復旧対策	292
<b>第6章</b>	<b>航空機事故災害対策</b>	<b>293</b>
第1節	基本方針	293
第2節	予防計画	293
第3節	応急対策計画	294
<b>第7章</b>	<b>鉄道事故災害対策</b>	<b>296</b>
第1節	基本方針	296
第2節	予防計画	296
第3節	応急・復旧計画	297
<b>第8章</b>	<b>道路事故災害対策</b>	<b>299</b>
第1節	基本方針	299
第2節	予防計画	299
第3節	応急対策計画	301





# 第1編 総則



# 第1章 計画の目的・構成

## 第1節 計画作成の目的

---

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき東庄町の地域にかかる災害対策を実施するものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を記録した過去最大の地震であり、国内の広範囲にわたって未曾有の災害をもたらした。本町では、一部損壊を含め、多数の家屋被害が生じたほか、町道の損壊や利根川低地部における液状化被害が発生した。また、近年の大型台風の度重なる襲来、熊本地震(平成28年)の一連の地震活動、平成30年北海道胆振東部地震による大規模停電や液状化の被害も記憶に新しいところである。このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の異常気象による集中強雨や防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、災害対策を実施する際の災害予防、災害応急対策及び復旧復興に関し、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定める。

また、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組みが重要であり、住民や事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組みを一層推進するとともに、これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定める。

これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮するとともに、住民が相互に協力して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

---

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画に基づいて作成し、町の防災対策に関して総合的、基本的性格を有する。なお、指定行政機関、指定公共機関等の防災業務計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え必要があるときは速やかに修正するものとする。
- 3 防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有し、平素から研究、訓練等を行うなどして計画の習熟に努めるとともに、住民に対し計画の周知を図り、効果的な運用ができるように努める。
- 4 これら防災計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。
  - ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
  - ・計画、マニュアルの定期的な点検
  - ・他の計画の防災の観点からのチェック

## 第3節 計画の構成

---

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、第1編 総則、第2編 地震・津波編、(地震・津波編附編 [東海地震に係る周辺地域としての対応計画])、第3編 風水害等編、第4編 大規模事故等災害編の4編をもって構成している。

### 1 総則

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、整理するものである。

### 2 地震・津波編

第2編 地震・津波編は、地震や地震発災後の利根川の水位変化により生じる浸水等の被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、従来の震災編を改称し、地震・津波編とした。

第2編 地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

### 3 風水害等編

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

### 4 大規模事故等災害編

第4編 大規模事故等災害編は、放射性物質事故、大規模火災等(大規模火災、林野火災、危険物等災害)、公共交通等事故(航空機事故、鉄道事故、道路事故)など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策についてまとめたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

## 第4節 計画の基本的な考え方

---

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

### 1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

### 2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、阪神・淡路大震災以降、民間団体等との連携の取組みも重要となっており、本町においても、販売業者や燃料取扱事業者等との協定締結による連携体制の整備など、様々な分野で連携を促進している。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

### 3 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要するものなどの要配慮者は、それぞれの特

性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

#### 4 近年の災害傾向を考慮した対策

マグニチュード9.0を記録した東日本大震災（平成23年3月）以降も、震度5弱以上の地震が複数回連続的に発生した熊本地震（平成28年4月）、大規模停電や液状化により震源地から離れた地域でも大きな被害が発生した北海道胆振東部地震（平成30年9月）、近年の大型台風の度重なる襲来などの災害が発生している。

東日本大震災や熊本地震では自治体そのものが被災し、災害対応が難しい状況となったことから、被災市町村又は県を跨いだ広域避難者が多く発生したため、災害に対する受援体制のみならず広域応援の実施体制、広域避難者の受入れ対策等を推進するものとする。

北海道胆振東部地震においては、大規模停電により住民生活に支障が発生したことから、電力事業者及び通信事業者等防災関係機関と連携を強化し、ライフラインの早期回復を図るための体制を整備する。町の体制として、業務継続計画（BCP）の策定により、大規模停電の発生も考慮した災害対応を整備していくとともに、町内の事業者に対しても事業継続計画（BCP）の策定を促進し、停電時対応の強化等を推進する。液状化対策としては、ライフラインの被害予防対策の推進や応急復旧体制の整備を図るとともに、住民に対し液状化の知識や対策、地域特性を考慮した「液状化しやすさマップ」「揺れやすさマップ」等の広報・周知を行う。

また、大型台風や集中豪雨などの風水害による被害も発生していることから、災害対策本部設置以前の体制を整備するとともに、避難の勧告又は指示等の基準を明確化し、住民に対する早めの避難行動を促すことで、被害の軽減を図る。

#### 5 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

## 第5節 減災目標

---

体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、以下のように減災目標を設定する。

### 1 防災体制の強化

- (1) 関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図る。
- (2) 企業などを対象に自主防災組織の結成を促進し、地域と消防団、ボランティアなどとの連携のもと災害時の初動体制の確保を図る。また、防災訓練などの実施により、応急対応の向上を推進する。
- (3) 非常食や飲料水の備蓄や民間事業者との協定により、災害時の物資の確保を図る。
- (4) 避難生活に配慮が必要な方のために、福祉避難所の確保を図る。
- (5) 大規模な広域災害を想定し、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図る。

### 2 災害に強いまちづくり

- (1) 治山治水対策や土砂災害防止対策として、関係機関と連携してパトロールを行うなど、危険地域を把握し、周知を図る。
- (2) 避難所に指定している公共建物の耐震補強と避難経路の点検・確立を進める。
- (3) 建築年数の経過している住宅の耐震改修を促進する。
- (4) 住民への円滑な情報伝達のため、老朽化が進む防災行政無線設備の更新を図る。また、防災行政無線、緊急速報メールなどの適正かつ効果的な運用を図る。

### 3 消防・救急体制の充実

- (1) 消防本部と消防団の組織間の連携の充実と、消防団員の確保及び資質の向上を図り、消防・防災体制の整備を図る。
- (2) 消防本部や東庄分署と連携を図り、災害に十分対応できる施設・装備の導入を図る。
- (3) 要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し救急・救命体制の整備を図る。
- (4) 近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図る。



## 第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

東庄町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災に関して処理すべき事務・業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機関名	事務又は業務の大綱
<p>■東庄町</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東庄町防災会議及び東庄町災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること</li> <li>3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>4 災害防除と拡大の防止に関すること</li> <li>5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること</li> <li>6 災害応急対策用資材、災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>8 被災町営施設の応急対策に関すること</li> <li>9 災害時における文教対策に関すること</li> <li>10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>11 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>12 被災施設の復旧に関すること</li> <li>13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること</li> <li>14 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること</li> </ol>
<p>■千葉県</p> <p>香取地域振興事務所 香取土木事務所 香取健康福祉センター (香取保健所) 香取農業事務所 北部林業事務所 北総教育事務所香取分室 香取警察署 小見川幹部交番 東庄交番 神代駐在所 橘駐在所 東城駐在所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</li> <li>3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>4 災害防除と拡大の防止に関すること</li> <li>5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること</li> <li>6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>8 被災県営施設の応急対策に関すること</li> <li>9 災害時における文教対策に関すること</li> <li>10 災害時における社会秩序の維持に関すること</li> <li>11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>12 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>13 被災施設の復旧に関すること</li> <li>14 町が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること</li> <li>15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
	16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること 17 被災者の生活再建支援に関すること 18 町が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
<b>■指定地方行政機関</b>	
関東管区警察局 千葉県情報通信部	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること 5 津波等の伝達に関すること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	1 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること 2 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること 3 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること (6) 町又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関すること (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること (3) 手形交換、休日営業等に関すること

機関名	事務又は業務の大綱
	(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事 (5) 営業停止等における対応に関する事
関東信越厚生局	1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
千葉労働局 銚子労働基準監督署 佐原公共職業安定所	1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事
関東農政局 千葉県拠点	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 2 応急用食料・物資の支援に関する事 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 10 被害農業者に対する金融対策に関する事
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北 産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
関東地方整備局 利根川下流河川事務所	1 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事 (2) 通信施設等の整備に関する事 (3) 公共施設等の整備に関する事 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事 (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事 (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事 (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事

機関名	事務又は業務の大綱
	(6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること (7) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること 3 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
関東運輸局 千葉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
成田空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること
<b>■自衛隊</b>	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 防災資材の整備及び点検に関すること (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること
<b>■指定公共機関</b>	1 電気通信施設の整備に関すること 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
東日本電信電話（株） 南関東銚子営業支店 （株）NTTドコモ 千葉支店	

機関名	事務又は業務の大綱
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	
日本赤十字社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救助の業務の実施に関する事</li> <li>2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事</li> <li>3 義援金品の募集及び受付に関する事</li> </ol>
日本放送協会 千葉放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事</li> <li>2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事</li> <li>3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事</li> <li>4 被災者の受信対策に関する事</li> </ol>
(独)水資源機構 利根川河口堰管理所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時等における利根川河口堰施設の応急復旧対策及び災害復旧に関する事</li> <li>2 「地域防災窓口」を設置し、防災業務に関する利根川河口堰に関わる地域の自治体等との連携強化に関する事</li> </ol>
東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設の保全に関する事</li> <li>2 帰宅困難者対策に関する事</li> </ol>
東京ガス (株) 千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス供給施設 (製造設備等を含む) の建設及び安全確保に関する事</li> <li>2 ガスの供給に関する事</li> </ol>
日本通運 (株) 千葉支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における貨物自動車 (トラック) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事</li> </ol>
東京電力パワーグリッド (株) 成田支社 銚子事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における電力供給に関する事</li> <li>2 被害施設の応急対策と災害復旧に関する事</li> </ol>
KDDI (株) 千倉技術保守センター ソフトバンク (株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信施設の整備に関する事</li> <li>2 災害時における通信サービスの提供に関する事</li> <li>3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事</li> </ol>
日本郵便 (株) 千葉中央郵便局 銚子郵便局 東庄郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における郵便事業運営の確保</li> <li>2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事</li> <li>(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事</li> <li>(5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事</li> </ol> </li> <li>3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事</li> </ol>
福山通運 (株) 佐川急便 (株) ヤマト運輸 (株) 西濃運輸 (株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における物資の輸送に関する事</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
<b>■指定地方公共機関</b>	
(一社)千葉県LPガス協会 香取支部	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
(公社)千葉県医師会 (一社)香取郡市医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会 (一社)香取匠瑳歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する こと
(一社)千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会 利根地区部会	1 医療救護活動に関すること 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	1 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
<b>■消防機関</b>	
香取広域市町村圏事務組合 消防本部 東庄分署	1 災害時の消防、水防活動 2 家屋施設の災害予防 3 災害情報、予報・警報 4 工作物の除去及び消火、その他防災業務に関する災害調査 5 消防職、団員の招集配置 6 施設、設備等の事前措置 7 避難の指示誘導及び避難後の警戒
東庄町消防団	1 災害時の消防・水防活動及び応急復旧活動 2 被害情報の収集、伝達及び被害事態の把握 3 被害者の救出、救護、非常警戒
<b>■公共的団体等</b>	
かとり農業協同組合 東庄支店 東庄経済センター	1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 5 農産物の需給調整
香取農業共済組合	1 農作物被害状況の情報収集及び報告 2 農作物被害にかかる共済事業
東庄町商工会	1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 3 融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 4 災害時における物価安定への協力
東総広域水道企業団	1 水道施設の被害調査 2 水道施設の応急対策

機関名	事務又は業務の大綱
	3 災害時の給水
香取広域市町村圏 事務組合	1 災害時の廃棄物、塵芥の収集・処理
保育所 子ども園 小学校 中学校	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施 4 被災施設の災害復旧
国保東庄病院	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の収容及び保護 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助
神社・寺院等	1 被災者の一時収容措置についての協力 2 応急教育措置についての協力
重要文化財の管理者	1 重要文化財等の防災管理
東庄町社会福祉協議会	1 要配慮者の支援 2 災害時におけるボランティア活動の支援
社会福祉施設	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
一般運輸業者	1 緊急移送に関する協力
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
危険物等施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備
プロパンガス取扱機関	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
<b>■住民、自主防災組織等</b>	
住民	1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
事業者	1 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること

機関名	事務又は業務の大綱
自主防災組織	1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること 2 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること
ボランティア団体	1 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること



## 第3章 東庄町の地勢概要等

### 1 位置・地勢

#### (1) 位置

本町は千葉県の北東部に位置し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と相對し、東は銚子市、南は旭市、西は香取市に接しており面積は46.25km<sup>2</sup>である。

東端	東経	140度	43分	14秒
西端	東経	140度	37分	22秒
南端	北緯	35度	45分	55秒
北端	北緯	35度	51分	21秒

役場所在地
笹川い4713-131
東経 140度40分08秒
北緯 35度50分14秒

(資料：平成28年度版「東庄町の姿」)

#### (2) 地勢

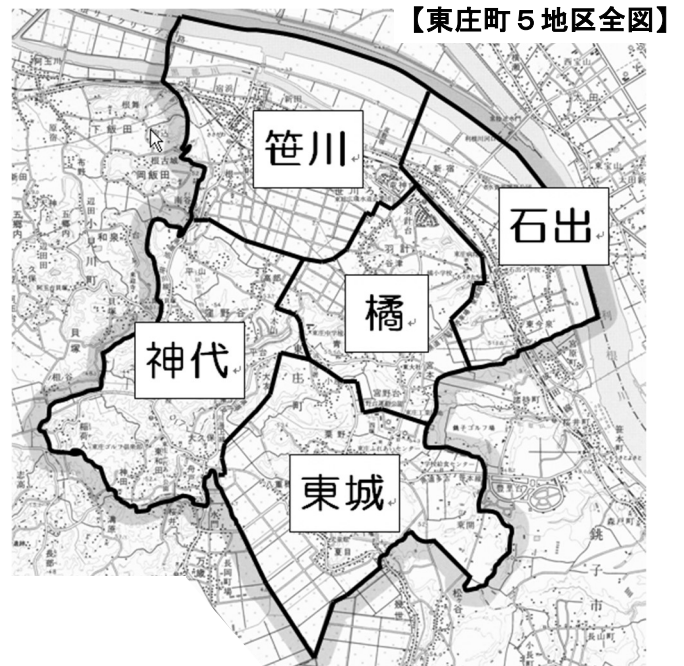
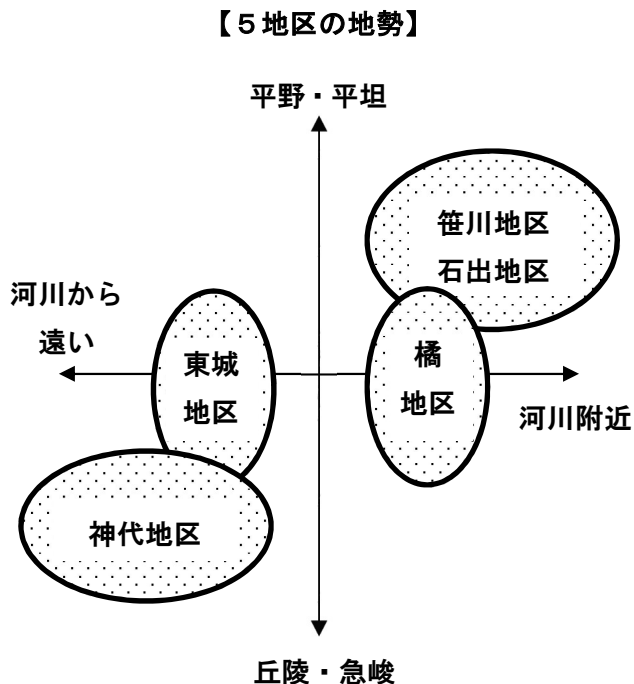
町は、東西に約9km、南北に約10.5kmの台形状をなしており、台地や沖積平野等、地区別に地形が大きく異なっている。中央部の丘陵地帯の標高は40～50mでシルト層（関東ローム層）で形成され、丘陵の斜面は森林に、上部の平地は畑作に利用されている。

町の北部は利根川下流域の水田地帯であるが、この沖積平野（利根川低地部）に平坦な台地が接している。中小の河川や湧水によって開析された谷が発達し、また台地が樹枝状に刻まれており、景観や植生等に変化を与えている。北部を流れる利根川に黒部川が並行しており、笹川地先で桁沼川が黒部川に合流し、さらに新宿地先で利根川と合流、太平洋に注いでいる。沖積平野一帯は、集中豪雨や台風などの際に浸水被害などの影響を受けやすい地帯である。

中央の丘陵地帯を挟む南部は平坦な台地及び平野で、干潟八万石ともよばれる大水田地帯があり、北部とともに県を代表する水田地帯となっている。

#### (3) 5地区の地勢

東庄町は、神代地区、笹川地区、石出地区、橘地区、東城地区の5地区で構成されるが、地勢上の特性より、以下のように特徴づけられる。



## 【東庄町5地区の土地利用割合(単位：%)】

	神代地区	笹川地区	石出地区	橘地区	東城地区
宅地	5.9	16.2	12.6	9.3	9.3
田	33.6	48.9	40.3	33.6	37.7
畑	15.2	12.8	20.8	29.1	26.3
山林・原野	26.8	3.2	8.6	11.9	11.0
雑種地	12.4	12.9	10.7	11.3	8.0
その他	6.1	6.0	7.0	4.8	7.7
全体(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※河川・公衆用道路を除く

## ア 神代地区

神代地区は、明治22年の町村制施行により、平山村、小貝野村、大友村、窪野谷村、高部村、大久保村、舟戸村、桜井村、東和田村、神田村の10村を合併した旧神代村の村域を背景に有している。東庄町の最西部で、東庄町5地区において山林・原野の占める割合が最も高く、集落が点在する地区である。また、台地と平地が入り組む谷戸が多い地形であり、稲荷入、舟戸の2地区は急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

## イ 笹川地区

笹川地区は、明治22年の町村制施行により、須賀山村、鹿野戸村の2村を合併した旧笹川町の町域を背景に有している。笹川は古くから「さっさ川」と呼ばれ、須賀山村の一部に属した水運の拠点であった。黒部川に注ぐ桁沼川が、町の中央を流れており、東部に竜神台を控えているが、地形はおおむね平坦である。国道356号沿いに街区が形成され、南部には肥沃な水田地帯（桁沼耕地）が広がっている。

## ウ 石出地区

石出地区は、明治22年の町村制施行以前の、新宿村、石出村、東今泉村3村の村域を背景に有している。地区の南北を国道356号が縦断し、笹川地区同様、沿道には街区が形成されている。また、地区北部から東部にかけて利根川に面しているが、流域の沖積平野（利根川低地部）は、大きな地震の際に強震動や液状化による被害を受けやすい特徴を有している。

## エ 橘地区

橘地区は、明治22年の町村制施行以前の、青馬村、宮本村、今郡村、谷津村、羽計村5村の村域を背景に有している。北西部に位置する低地の三方を台地が取り囲み、谷戸が多い地形となっている。羽計、青馬及び今郡などの地域では急傾斜地が多く点在している。

## オ 東城地区

東城地区は、明治22年の町村制施行により、小南村、粟野村、小座村、夏目村、八重穂村の5村を合併した旧東城村の村域を背景に有している。地区南部の夏目、八重穂は低地であり、干潟八万石と称される大水田地帯が広がっている。他地域は台地に所在し、丘陵地には森林が広がっており、夏目や粟野などの地域では急傾斜地が多く点在している。

## 2 人口

本町は平成27年10月1日現在（国勢調査）で14,152人となっており、近年において人口の減少傾向が続いている。また、世帯数は平成27年10月1日現在（国勢調査）で、4,562世帯である。一世帯当たり人員も同様に減少傾向にあり、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加によるものとみられる。

また、本町5地区において、笹川地区は国道356号沿いに街区を形成し、町の人口の多くが集中していることに伴い、介護認定者や要配慮者の数も多くなっている。そのため、介護認定者や避難行動要支援者などを適切に避難誘導する上での総合的な体制整備が求められる。また、神代、橘、東城の3地区は急傾斜地崩壊危険箇所を多く有しており、土砂災害発生の切迫性を考慮した的確な避難準備情報等の発令など、情報伝達体制の整備が求められる。

**【町の人口・世帯等】（各年10月1日現在）**

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	17,076	16,166	15,154	14,152
世帯数（世帯）	4,577	4,565	4,561	4,562
世帯当たり人員	3.73	3.54	3.32	3.10

（資料：総務省統計局「国勢調査」）

**【5地区の人口・世帯等】（平成30年4月1日現在）**

	町全域	神代地区	笹川地区	石出地区	橘地区	東城地区
人口（人）	14,206	1,874	5,582	2,563	2,141	2,046
世帯数（世帯）	5,142	602	2,056	958	834	692
世帯当たり人員	2.76	3.11	2.71	2.68	2.57	2.96

（資料：住民基本台帳）

**【5地区の介護認定者・避難行動要支援者】（平成30年11月30日現在）**

	神代地区	笹川地区	石出地区	橘地区	東城地区
災害時要支援者（人）	113	305	148	123	119

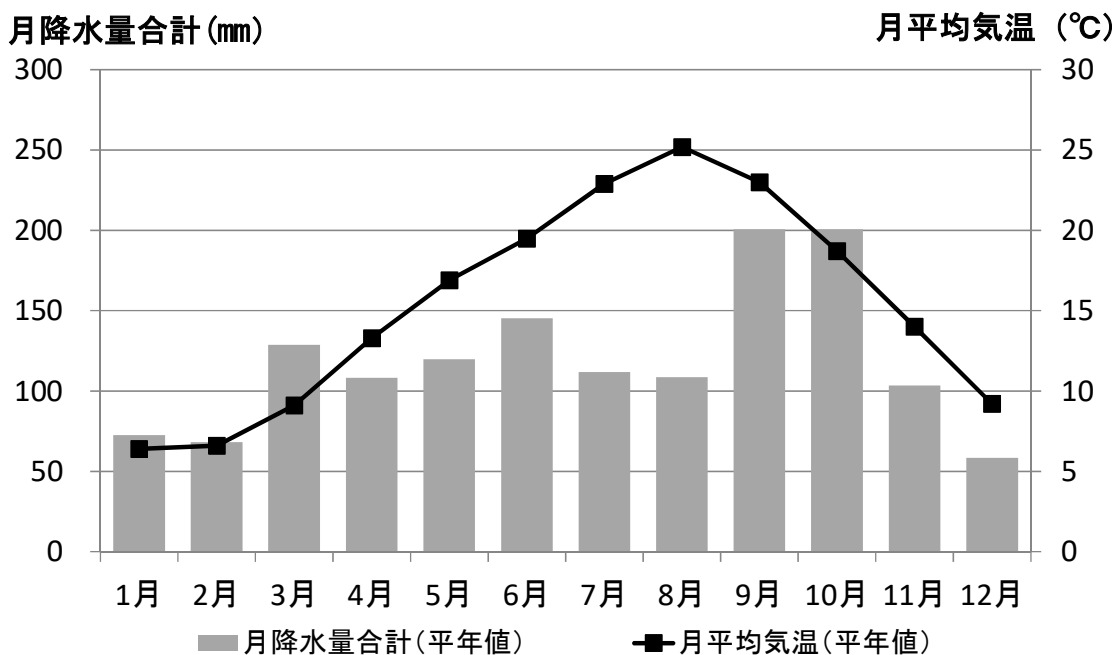
（資料：町健康福祉課）

### 3 気象

日本温暖気候に属し、冬は暖かく、夏は涼しく、1981年から2010年までの30年間の平均気温は15.4℃である。降水量は、近年は梅雨から秋にかけて比較的多く、年間降水量は1426.3mmである。冬季には北西の季節風が多く、夏季は南東の風が多くなっている。

※年間平均気温：銚子市、年間降水量：東庄町

#### 【月別平均気温・降水量】



(資料：国土交通省気象庁ホームページ)

月降水量合計：東庄地域雨量観測所（香取郡東庄町小南）

月平均気温：銚子地方気象台（銚子市川口町2丁目6431）

平年値：1981年から2010年までの30年間の平均値。平均的な気候状態を表す。

### 4 過去の災害

#### (1) 風水害等

本町に災害をもたらす気象の代表的なものには、梅雨前線・秋雨前線の豪雨、夏季の台風等があげられる。近年の災害履歴としては、昭和46年9月の台風25号により、町内一円の冠水、家屋の全半壊38棟、床上・床下浸水410世帯の被害があった。また、河川の氾濫やがけ崩れの多発により死者4人、重軽傷10人などの大きな被害を受けている。

本町に関係する災害については、被害状況等の資料が少なく不明なものが多いが、昭和46年9月7日に襲来した台風25号による被害が過去における最大なものと思われるのでその概要を次のとおり記録する。

【災害発生年月日】 昭和46年9月7日～9月8日

【災害発生場所】 町内一円

【災害の種類概況】 台風25号による水害

【被害状況】

人的被害	死者	4人	その他	田	流失・埋没	21ha
	重軽傷	10人			冠水	366ha
住家被害	全壊家屋	15棟	その他	畑	流失・埋没	4ha
	半壊家屋	14棟			冠水	178ha
	一部損壊	9棟		道路	88箇所	
	床上浸水	70棟		鉄道不通	2箇所	
	床下浸水	340棟		がけ崩れ	166箇所	
	り災世帯数	446棟				
	り災者数	2,317人				

【被害額】

(単位：千円)

農業施設	7,100
農産被害	199,000
林産被害	60,000
畜産被害	11,600
水産被害	3,000
商工被害	14,000
その他	95,200
公共文教施設	800
農林水産業施設	98,000
公立土木施設	62,190
その他公共施設	6,670
	557,560

(2) 地震活動

本町周辺では、相模トラフ・房総半島沖のプレート境界地震(関東大震災等)について、強振動はあるものの、過去においては、大きな被害が生じたことはなかった。また、本町近傍の活断層については沖積層が厚いこともあり、現在のところ確認されていない。

なお、本町周辺の銚子市・香取市付近では、深さ 30～50km 程度を震源とするプレートの沈み込みに関係する地震活動が定常的に活発であり、M6クラスの地震が平成元年3月(旧佐原市付近、震度5)、平成12年6月(多古町付近、震度5弱)に発生し、若干の被害があった。

千葉県全域を含む南関東地域では約24年間隔でM7程度の地震の発生が懸念されており、南関東地方全般が沈み込むプレートの直上にあるため、本町付近が震源域となり大きな被害を被る可能性もある。

なお、駿河トラフ沿いの“東海地震”については、いつ発生してもおかしくない状況にあるとされ、もし、発生した場合は、千葉県では震度5以下のゆれが想定されている。

## 【地震発生状況】

発生年	被災地域 (震央地名)	規模 (M)	被害状況
元禄16年 (1703)	江戸・関東諸国 (元禄地震)	8.2	地震動・津波により甚大な被害。千葉県南部を中心に死者6,534人。家屋全壊9,610棟。
明治28年 (1895)	霞ヶ浦周辺	7.2	局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。佐原町では倒壊家屋1棟、その他土蔵の破損等数十。
明治30年 (1897)	千葉県南東部	5.6	(利根川流域で障壁に多少の亀裂が生じる)
明治35年 (1902)	千葉県佐原町 付近	5.6	きわめて局所的な地震で、佐原で壁土の墜落あり。
明治42年 (1909)	千葉県北東部	6.7	銚子付近で地盤の亀裂、家屋傾斜2棟、煙突の挫折あり。
大正10年 (1921)	千葉県北部	7.0	千葉県印旛郡で土蔵破損数箇所、道路に亀裂を生ず。千葉、成田、東京でも微小被害があった。
大正12年 (1923)	関東地方南部 (関東大震災)	7.9	千葉県全体で、死者1,335人、負傷者3,426人、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流出71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流出は布良の津波によるもの。
昭和3年 (1928)	千葉県北西部	6.2	(江戸川河口付近で土壁の亀裂・崩壊あり)
昭和25年 (1950)	千葉県東部	6.3	一宮町の堤防に地割れを生ずる。その他電線切断等の微少被害あり。
昭和62年 (1987)	千葉県中央部 (千葉県東方沖)	6.7	千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16戸、半壊家屋102棟、ブロック塀等の倒壊2,792箇所が発生した。
昭和63年 (1988)	東京都東部	6.0	千葉県内でがけ崩れ1箇所、その他に道路の亀裂等軽微な被害があった。
平成元年 (1989)	千葉・茨城県	5.6	千葉、茨城両県で軽傷2名、火災2件、他に塀・壁・屋根瓦、窓ガラスの破損あり。
平成元年 (1989)	千葉県北部	6.0	震央に近い多古町・佐原市等で水道管の破裂、屋根瓦の落下等の建物1部損傷12戸、農業用水施設破損10箇所。
平成23年 (2011)	東北地方・関東 地方(東北地方 太平洋沖)	9.0	千葉県全体で死者20名、行方不明者2名、負傷者251名、全壊798棟、半壊9,989棟。県内外において地盤の液状化等が多数発生。

## 【東日本大震災時における町内被害状況】

項目	被害状況
家屋被害	全壊 3件 大規模半壊 1件 半壊 9件 一部損壊 1,800件
人的被害	死亡 1名 重軽傷者 3名
水道断水	3日間
停電	1日半
避難所避難者	556人（最大時）
避難所開設期間	3日間
道路被害	116箇所
被害額	町道路 160,330,020円 水道 2,655,209円（減免分含む） 農林 106,342,578円